

## 軽自動車等の手続きはお済みですか？

原動機付自転車（排気量125cc以下）、小型特殊自動車（農耕用車両）について、以下①～⑧のような異動があった場合には、本庁税務徴収課または各総合支所市民福祉課での手続きが必要となります。

- ①販売店等から購入した ②知人等から譲り受けた
- ③市外から転入し、登録住所が旧住所地になっている ④廃棄した
- ⑤知人等に譲った ⑥市外に転出し、登録住所が常陸大宮市になっている
- ⑦盗難に遭った ⑧亡くなられた方の名義になっている

### ●原動機付自転車、小型特殊自動車の手続きに必要なもの

異動の事由	販売証明書	譲渡証明書	廃車申告受付書 (廃車証明書)	標識交付証明書	ナンバープレート	印鑑※1
購入 (新規登録)	○					○
譲渡 (廃車手続き済み)		○	○			○
譲渡 (廃車手続きなし)		○		○	○	○
転入 (廃車手続き済み)			○			○
転入 (廃車手続きなし)				○	○	○
廃車 (廃棄、譲渡、転出)				○	○	○
廃車 (盗難) ※2				○		○

※1 代理の場合は、代理人の印鑑も必要です。

※2 盗難の場合は、警察署で盗難届を出した際の「受理番号」等が必要になりますので、控えておいてください。

◎亡くなった方の車両の手続きについては、お問い合わせください。

◎申請書の様式等は、以下のアドレスでダウンロードできます。

**H・P** [http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/life\\_guide/09zeikin/keijodousha.html](http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/life_guide/09zeikin/keijodousha.html)

### ●軽自動車、二輪の小型自動車についての手続きの詳細は、下記の表を参考にお問い合わせください。

車両の種類	届出先及び問い合わせ先
・軽自動車 (660cc以下の三輪・四輪のもの)	軽自動車検査協会茨城事業所 ☎029-293-9989
・二輪の小型自動車 (250cc超のもの) ・軽二輪 (125cc超250cc以下のもの)	茨城県陸運支局 ☎050-5540-2017

※届出がない場合は、登録住所地において登録名義人に課税されますのでご注意ください。

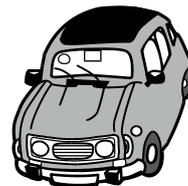
**問 本庁** 税務徴収課市民税G ☎52-1111 内線239

**山支** 市民福祉課市民G ☎57-2121 (代表)

**美支** 市民福祉課市民G ☎58-2111 (代表)

**緒支** 市民福祉課市民G ☎56-2111 (代表)

**御支** 市民福祉課市民G ☎55-2111 (代表)



#### —お詫びと訂正—

平成24年12月25日発行「広報常陸大宮お知らせ版No.244」5ページ、「住民税・所得税申告相談のお知らせ」の記事中、日程の誤りがありました。お詫びして訂正します。

山方地域・美和地域申告相談日割表 【誤】3月28日(木) → 【正】2月28日(木)